

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

まちづくり活動支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
協働によるまちづくり推進事業	斜里町内の自治会・自治会連合会が主体となり、地域活性化や町民と町の協働によるまちづくりを目的とした事業を実施する場合	地域づくりに関する事業提案に対し補助金を交付します。 【主な区分】 ・自治会活動振興事業（1/2・上限25万円） ・防災対策事業（10/10・上限5万円） ・交流拡大事業（1/2・上限20万円） ・特定重点事業（10/10・上限30万円、最長3年） ・フォローアップ事業（1/2・上限20万円） ※小規模自治会は補助率優遇あり	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312

地域イベント支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
にぎわい創出イベント等支援助成金	町内で実施される、にぎわい創出につながるイベント・フェスティバル等を団体・実行委員会が主体となって開催する場合。幅広い年齢層が楽しめる内容であるもの	イベント開催に要する経費の一部を助成します。 【助成額】1事業あたり上限40万円 【助成率】 ・各産業団体青年女性組織：2/3 ・各種イベント実行委員会等：1/2 ※自らの飲食や資産になるものは対象外	商工観光課 商工労政係 0152-26-8375

文化・スポーツ支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
芸術文化公演事業開催助成金	斜里町民による実行委員会等が主体となって行う自主公演（発表会等）や、プロ招へいによる公演で、文化・芸術活動の振興および舞台鑑賞機会の拡充に資するもの	公演内容が支援基準に適合する場合、公演開催に要する費用の一部を支援・助成します。 【助成額】 支援額は支援基準に基づき、斜里町芸術文化事業協会理事会の中で審査のうえ決定 ※営利目的・行政や企業、学校、政党・宗教関連の公演等は対象外	教育委員会 ゆめホール 公民館係 0152-22-2222

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

文化・スポーツ支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
しゃりマイプ ラン・マイス タディ事業	主な構成員が斜里町 民で5名以上の参加が 見込まれる団体・ サークルが行う学習 会・勉強会で、外部 講師を招いて実施す るもの（教育・福 祉・まちづくり・ス ポーツ・趣味等の分 野が対象）	学習活動に係る講師謝礼の一部を助成します。 【町内講師】 上限5,000円 【管内講師】 上限20,000円 【管外講師】 上限50,000円 【オンライン】 町内5,000円／町外20,000円 ※単年度・1団体1事業限り	教育委員会 ゆめホール 公民館係 0152-22- 2222
部活動地域展 開支援助成金 （団体活動支 援、資格取得 支援）	教育長に認定された 地域活動団体が、町 内の中学校および義 務教育学校後期課程 の生徒を受け入れ、 スポーツまたは文化 芸術活動を実施する 場合（あわせて、指 導者の資格取得を行 う場合も対象）	団体の活動及び指導者の資格取得にかかる経費を支援しま す。 【助成内容】 ・週1回受入：上限10万円 ・週2回以上受入：上限20万円 【資格取得支援】 対象経費の1/2、上限5万円 ※千円未満切捨て、概算払い可	
青少年体育文 化振興助成金 （上位大会出 場助成）	・町内在住の18歳 未満が所属する団 体または個人が全 道以上の大会及び コンクール等に参 加する場合で、地 方予選等を経て出 場権を獲得した場 合 ・予選等がない場 合は、教育長が認 めた場合は対象	青少年の健全な成長を図るため、スポーツ文化活動に必要 な経費の一部を町が助成します。 【助成の内容】 ※大会・コンクールに参加するために必要な次の経費が対象 交通費（公共交通機関・自家用車・レンタカー等） 宿泊費 大会参加に必要な器材の運送費 大会参加料 【助成額】 大会参加費は100%、その他対象となる経費の3分の2以内を助 成（主催者からの補助や、団体・保護者負担分がある場合は、 その額を差し引いた金額が助成対象） 【交通費の算定例】 公共交通機関：実際に支払った金額 自家用車使用の場合：1kmあたり40円 宿泊費：主催者があっせんする料金、またはできるだけ低廉な 料金	教育委員会 ゆめホール 体育振興係 0152-22- 2222

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

住民参加型ポイント

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ボランティア活動健幸ポイント （ハッピーボランティア）	斜里町内の指定された介護・障がい・子育て関連施設等で、ボランティア活動ができる方（参加登録を行い、受入施設で活動すること）	指定施設でのボランティア活動により健幸ポイントを付与します。 【付与ポイント】 活動約30分につきスタンプ1個（1日最大2個） スタンプ1個=100ポイントとして、最大10,000ポイントまでポテトカードポイントに交換可能	地域福祉課 地域支援係 0152-23-6644